

<b>交渉情報</b>	<b>NO.29</b>	かんぽ生命保険エリア本部 総務部
JP労組信越地方本部	2020年9月8日	添付資料:1枚

## 組織貢献手当の誤支給について

かんぽ生命保険信越エリア本部総務部は、本日（9月8日）「組織貢献手当の誤支給」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、2019年3月支給の組織貢献手当について、支給の対象外となっている育児休業者に対し、誤って拠点別給与原資を配分し、誤支給を発生させたもの。

上記の原因として、2020年3月上旬に他支店から異動した社員の貢献手当について、新潟支店に追給するメールがあり、貢献手当の支給状況を確認したところ、育児休業中の社員に対して貢献手当を支給していることが判明した。その後、エリア本部に確認したところ「貢献手当の最終的な入力は本社で行っているため、育児休業中の社員に対して手当を支給することはない」との回答があり、その後、追給及び精算に関する回答が無かったことから9月の貢献手当の支給の際に精算を行えば良いと判断した。

詳細については、エリア本部資料を参照してください。

1. 発生支店  
新潟支店

### 2. 誤支給の状況

項目	対象社員数(人)	追給・返納金額	
		最小金額(円)	最大金額(円)
追給	13	7,375	43,413
返納	4	55,608	123,561
合計	17	返納・追給合計額：373,097	

### 3. 精算方法

2020年9月月例給与において清算する。

なお、返納については、社員希望により2020年12月まで分割返納を可能とする。

### 4. 再発防止

「貢献手当社員別配分調書」作成時のチェック体制を強化するとともに、支給対象者外となるものを表示し、注意喚起を行う。

会社は当初、返納金額が多くなる社員に対しては、一括返納することで地本に説明してきましたが、該当社員に対して分割返納も含め選択出来ないか再度、交渉した結果、会社から分割返納も可とするとしたことから、「了」としました。また、エリア本部に対して、今後このようなことがないように再度、店舗に対して注意喚起することを確認しました。

【労使対応】 支部窓口